（様式第１号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（一次審査用）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年　月　　日  　　大川広域行政組合  　　　管理者　大　山　茂　樹　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　申請人  　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　名称又は商号  　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  　　　　　　　　　　　　　　　　　担 当 者  　　　　　　　　　　　　　　　　　連 絡 先　TEL　　　　　　　　FAX  　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail  　下記の工事に係る入札に参加する資格について確認されたく、確認資料を添えて申請します。  　なお、参加資格要件をすべて満たしていることを誓約するとともに、後日、誓約内容又は添付書類について事実と異なることが判明した場合は、速やかに申し出ます。  記  １　公告日　令和５年４月10日  ２　工　 事　 名　大川広域志度クリーンセンター基幹的設備改良工事  ３　業務場所　大川広域志度クリーンセンター  添付書類   * 実績調書（様式第２号）及び契約実績資料  |  | | --- | | 大川広域受付印 | |  |  * 管理技術者実績調書（様式第３号）及び契約実績資料 * 現場代理人実績調書（様式第４－１号）及び契約実績資料 * 監理技術者実績調書（様式第４－２号）及び契約実績資料 * 監理技術者補佐実績調書（様式第４－３号）及び契約実績資料 * 納税証明書等 |
| 本申請書の受付後、大川広域行政組合から入札参加資格がない旨を通知した場合は、本申請の受付にかかわらず、入札に参加することはできません。 |

別紙

入札参加資格

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４の規定に該当しない者。

２　香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和５９年６月３０日告示第４５６号）、さぬき市建設工事指名停止等措置要領（平成１４年さぬき市告示第３６－１号）及び東かがわ市建設工事指名停止等措置要領（平成１５年４月１日告示第２４号） による指名停止期間中でないこと。

３　制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の確認を受け適正であると認められる者であること。

４　 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札者決定の日までの間に、地方公共団体の指名停止期間中の者でないこと。

５　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者であること。

７　国税及び地方税を滞納していない者であること。

８　公告日から過去１０年間に、地方公共団体等が発注した次の業務を元請として、２件以上の履行実績を有する者であること。

ア　し尿処理施設（又は汚泥再生処理センター）の循環型社会形成推進交付金事業による基幹的設備改良工事

９　建設業法(昭和24年法律第100号)第３条第１項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

10　次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該工事実施設計業務に配置できる者であること。

ア　地方公共団体等が発注したし尿処理系施設（又は汚泥再生処理センター）整備事業又は基幹的設備改良工事等に係る実施設計の実績があること。（簡易な補修工事、修繕工事を除く。）

イ　入札日以前に申請者と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係があり、その旨を明示することができる資料を提出できること（健康保険証の写し等）。

11　次に掲げる基準のすべてを満たす監理技術者及び監理技術者補佐（配置する場合のみ。）を当該工事に専任で配置できる者であること。

ア　清掃施設工事業の技術者資格を持つ者で、地方公共団体等が発注したし尿処理系施設（又は汚泥再生処理センター）に係る施工実績があること。（簡易な補修工事、修繕工事を除く。）

イ　監理技術者資格者証（業種「清掃施設工事」）の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者であること。

ウ　入札日以前に申請者と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係があり、その旨を明示することができる資料を提出できること（健康保険証の写し等）。

※　契約着手時から専任配置が必要な期間である場合はすぐに配置可能な者となるが、現場着手を要しない期間（工場製作期間のみ等）については、技術者の専任を緩和できるものとする。また、監理技術者と現場代理人の兼任はできるものとする。監理技術者補佐を配置する場合においては、監理技術者補佐と現場代理人の兼任のみできるものとする。